

⑨ 広報よこしば

# 農業者年金 — 問 — 答

## 経営移譲年金額 に格差

■ 〇 私は今年の5月で満60歳になりますので、経営移譲年金の請求をしようと思えます。  
4月から年金額が改正されると聞きましたが、どのようにかわるのでしょうか。

■ 〇 国民年金法の大幅な改正に伴い、農業者年金においても給付水準、保険料など8つの点が改正されます。その中で、おたずねの経営移譲年金額に関する点について触れてみます。  
今までの制度では、経営移譲の年金額は納付した月数でのみ算出されました。  
しかし、今回の改正では、農業者年金に加入していないサラリーマン等に経営移譲した場合に、年金額に一定の差が設けられるようになります。(表参照)  
なお、この支給率は、経営移譲年金額が決定した段階で確定しその後農業を譲り受けた人が農業者年金に加入しても、生涯変わりません。

## 農地の売買は農業委員会へ

農地を農地のまま所有権移転、あるいは利用権の設定を行なうには農地法の許可が必要です。  
許可を受けないと所有権移転の登記が出来ないほか、農地法上無効となります。

**許可要件**  
 〇 申請地を含め、50アール以上耕作していること。  
 〇 申請地を適正に耕作すること  
 〇 申請地が、所有権取得後3年

### 許可を要するもの

- 〇 売買
  - 〇 賃貸借・使用貸借
  - 〇 贈与
  - 〇 交換
  - 〇 共有地の分割
  - 〇 競売落札後の売却許可 など
- ※ただし、農用地利用増進事業

### 申請に必要な書類

- 等による場合は、農地法の許可は必要ありません。
- 〇 申請書
  - 〇 住民票抄本(買い手)
  - 〇 印鑑証明書(売り手)
  - 〇 登記簿謄本
- ※他町村の人が取得する場合には、申請書の枚数等、若干異なります。
- くわしくは、農業委員会におたずねください。  
なお、申請は毎月末日が締め切ります。

## 改正後の経営移譲年金支給率

生年月日	施行日 年齢	農業者年金加入者の譲受人	農業者年金以外 の譲受人
大正15年4月1日以前	60歳以上	100%	100%
昭和2年4月1日以前	59歳	100	95
昭和3年4月1日以前	58歳	100	90
昭和4年4月1日以前	57歳	100	85
昭和5年4月1日以前	56歳	100	80
昭和5年4月2日以後	55歳	100	75

⑩ すでに受給している人については、従前の年金額が保障されています。

## 4/1 運転免許センターオープン

試験日は毎日(月～金)  
免許証は即日交付

1部、既に業務を開始していた千葉市浜田(海浜ニュータウン内)の運転免許センターが、4月1日、完全オープンします。同センターでは、運転免許証は講習終了後即日交付されます。

### 業務の内容

〇 運転免許試験(四輪のみ)

### 〇 更新手続

次の方は警察署でも手続きができますが、その場合には運転免許証の即日交付はできません。

更新前3年間無事故無違反で、かつ2回目以降の更新者。

〇 再交付、記載手続の変更手続

〇 国外(際)運転免許証

〇 行政処分

### ■ 受付時間

月～金 午前8時半～10時  
午後1時～2時

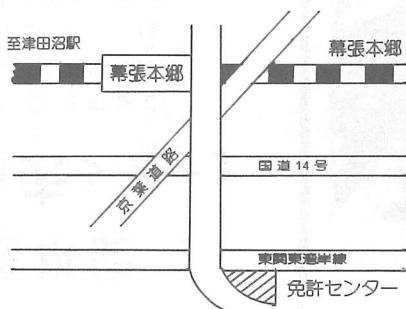
土曜 午前8時半～10時

### ■ 交通の便

総武本線幕張本郷駅(南口)からバスで8分「運転免許センター前」下車。

### ■ 問い合わせ

詳しくは、同センター(☎0472-790111)へ。



怖いのは  
「消したつもり」と  
「消えたはず」



春の全国火災予防運動  
3月13日まで